

R4健障支第1199号  
令和4年9月20日

仙台市内  
指定障害児通所支援事業所 各位

仙台市健康福祉局障害者支援課長

障害児通所支援において定員を超過して児童を受け入れる際の留意事項について（通知）

平素より、本市障害福祉行政につきましてご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般、令和3年度会計検査院実地検査を踏まえて、定員超過利用減算の取り扱いについて、R3健障支第2722号「障害児通所支援における定員超過利用減算の取り扱いについて（通知）」にて通知しているところですが、実地検査の際に定員超過減算の対象とならない範囲で、定員を超える受入れを行っている事例が複数見られましたので、定員を超過して児童を受け入れる際の留意事項について改めて周知いたします。

市内の指定障害児通所支援事業所におかれましては、当該通知を改めてご確認いただき、下記についてご対応いただくとともに、引き続き適切な事業所運営に努めていただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 定員を超過して児童を受け入れる際の留意事項について

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者のうち、児童指導員および保育士（以下、「直接処遇職員」という。）は、児童の定員ではなく、実利用者数に応じて配置することが規定されています。

例として、定員10名の事業所においては直接処遇職員を2名配置することが定められていますが、11名を受入れた日は3名の配置が必要となり、2名しか配置していない事業所は、その日が人員欠如の状態となると考えられます。

定員超過が恒常的である場合は、必要に応じて定員の増加等をご検討ください。

（裏面に続く）

(参考)

- ・「障害児通所支援における定員超過利用減算の取り扱いについて（通知）」  
（令和4年3月30日 R3健障支第2722号）
- ・「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 4（令和3年5月7日）」

担当 障害者支援課施設支援係

電話 022-214-8188(直通)

FAX 022-223-3573

E-mail shisetsushien@city.sendai.jp

障害者支援課指導係

電話 022-214-6141(直通)

FAX 022-223-3573

E-mail shougaishidou@city.sendai.jp